

加賀藩御定書卷十七

雑事御定書

一金澤町廻御小將之御條目

覺

- 一、晝夜に二度金澤中廻り可申事。
- 一、晝夜によらず不審成者有之候者、急度可相改事。
- 一、上下共に刀、柄・鞘かけて三尺五寸、脇差同二尺五寸より長はさし申間敷事。
- 附、朱鞘・かいらぎのさや・大鏢・角鏢、其外かぶきたる拵仕間敷事。
- 一、大撫付・大すり下げ・下ひげ・颯ひげ御停止之事。
- 一、辻立・辻寄、并數人たちならび道をせばめ申躰候はゞ、追拂可申事。
- 一、踊・辻相撲御停止之事。
- 一、とぢあみ笠、其外かぶきたる躰之もの改可申事。

一、かぶきもの見合候刻、御昵近に候者、早速組頭を相斷可申候。若當座に至手むかひ申ものこれあらば、討捨に可仕事。

- 一、又家中のものに候はゞ、則主人に預可申事。
- 一、火事之刻火本の罷出、猥に立入もの於有之者、相改可申候。手むかひ候はゞ討捨可仕事。
- 一、花火御停止之事。
- 一、諸寺庵において夜談義御停止之事。
- 一、女をかたらひ夜行御停止之事。
- 一、月無之に挑灯とほし不申夜行之ものこれあらば、改可申事。
- 一、鐵炮うち申事、四月朔日より七月晦日迄御赦免之事。

右之通被仰出者也。
(延治二年覺)
 亥三月廿五日

覺

- 一、晝夜に二度金澤中廻り可申事。
- 一、被仰出品々、御印之分は拔書、別紙相渡候事。